

# 定年引上げに係る人事・給与制度の取り扱いについて

人事課・職員課

## 1. 政策等の背景・目的及び効果

令和5年度（2023年度）から段階的に引上げを行う職員の定年に伴い、昨年11月の総務委員協議会では、制度の概要をお示しするとともに、本市における制度構築に向けた課題等について報告させていただいたところです。

その後、引き続き、役職定年制の導入や暫定再任用制度、60歳に達した職員の給与の取り扱いなど、本市の組織活力のさらなる維持・向上を図るための制度構築に向け検討を進めてきたところですが、今般、制度整備の大枠となる部分について一定の集約ができましたので、その概要について報告させていただくものです。

## 2. 内容

### (1) 定年引上げに係る人事・給与制度の概要について

制度概要については、下表のとおりとします。

項 目		内 容
1	定年の段階的な引上げ	令和5年度（2023年度）から2か年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年度（2031年度）に完成するもの。（生年月日が昭和38年4月2日以降の者から引上げを行い、生年月日が昭和42年4月2日以降の者から65歳定年となる。） ※医師及び歯科医師の定年年齢（65歳）については、現行どおり
2	定年前再任用短時間勤務制の導入	60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職で再任用することができるもの。
3	暫定再任用制度	定年の引上げにより現行の再任用制度が廃止となるが、定年の段階的な引上げ期間において、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とする、暫定的な再任用制度を設けるもの。
4	情報提供・意思確認制度の新設	職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以後における任用、給与、退職手当に関する情報提供を行い、60歳以後における勤務意思を確認するもの。
5	60歳に達した職員の給与等	職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、7割水準とするもの。なお、退職手当は、支給時期は定年退職を迎える日となるが、支給額は7割水準となる前の給料月額を基に算出する。

## (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の取り扱いについて

### 【原則】

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職（管理職手当の支給対象となっている職）として勤務する上限年齢は、60歳を基本とする。

※ただし、公務運営上の必要性に応じ、引き続き管理職としての任用が可能。（特例措置）

### 【課題】

- ・ 組織バランスの変化
- ・ 60歳超の職員の知識・経験のフル活用
- ・ 60歳超の職員のモチベーション維持

### 【参考（現行の再任用制度）】

一定の職責以上の者を管理職として再任用し、長年の勤務で培った豊富な知識・経験をフル活用することで、円滑な業務遂行と適正な組織バランスを確保。

### 【課題解消に向けた検討】

現行の再任用制度の有用性を踏まえ、安定的な組織運営、重点を置くべき組織課題等へ適切に対応していくため、管理監督職勤務上限年齢は、60歳を基本としつつ、一部の職員については引き続き管理職任用を可能とするスキーム（特例措置の活用）を検討中。

### 【今後の進め方】

現在の検討経過を踏まえ、改めて管理職再任用配置の実効性を検証するなど、本市の組織特性に見合う最適な人材活用の在り方について精査を進めるとともに、類似団体の状況も注視しつつ、必要に応じ外部有識者からの意見聴取を行い、年内を目途に方向性を決定。

### 3. 実施時期（スケジュール）

- 令和4年（2022年）8月 総務委員協議会において、定年引上げに係る人事・給与制度の  
取り扱いを報告
- 9月 関係条例の一部改正等
- 令和5年（2023年）1月頃 対象職員への情報提供・意思確認
- 4月～ 改正法施行
- 令和6年（2024年）4月～ 定年引上げにかかる制度運用の開始

### 4. 総合計画等における根拠・位置付け

- 総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり
- 計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



### 5. 関係法令・条例等

地方公務員法

職員の定年等に関する条例、職員の再任用に関する条例、枚方市職員給与条例 等

なお、職員の定年等に関する条例ほか定年引上げに伴う関連条例の一部改正等を行う「職員の定年等に関する条例の一部改正等について」を、令和4年（2022年）9月定例会月議会に提出する予定です。

## 【参考】定年の段階的引上げについて

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	
定年	60	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65	65	
(参考) 各年度で60歳になる者が年金を支給され始める年齢 ※1	65(62)	65(62)	65(63)	65(63)	65(64)	65(64)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	65(65)	
S31.4.2 ～S32.4.1	65歳 ※2 再任用⑤	「旧地方公務員法再任用職員」 【旧地公法】・§28の4(フル) ・ §28の5(短) ・ §28の6(組合・フル短)												
S32.4.2 ～S33.4.1	64歳 再任用④	65歳 再任用⑤	【改正附則】・§8①・② (暫定再任用へ採用されたものと見なし任期を継承)											
S33.4.2 ～S34.4.1	63歳 再任用③	64歳 再任用④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ §4①・③(フル) ・ §5①・②(組合・フル) ・ §6①(短) ・ §7①・②(組合・短)										
S34.4.2 ～S35.4.1	62歳 再任用②	63歳 再任用③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤										
S35.4.2 ～S36.4.1	61歳 再任用①	62歳 再任用②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤									
S36.4.2 ～S37.4.1	60歳 定年退職	61歳 再任用①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤								
S37.4.2 ～S38.4.1	59歳	60歳 定年退職	61歳 暫再①	62歳 暫再②	63歳 暫再③	64歳 暫再④	65歳 暫再⑤	「暫定再任用職員」 【改正附則】 ・ §4②・③(フル) ・ §5③・④(組合・フル) ・ §6②(短) ・ §7③・④(組合・短)						
S38.4.2 ～S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
S39.4.2 ～S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
S40.4.2 ～S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫再	65歳 暫再				
S41.4.2 ～S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫再			
S42.4.2 ～S43.4.1	60歳の誕生日以後は、定年前再任用短時間勤務が可能 【新地公法】 §22の4 【改正附則】 §3①		54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職
S43.4.2 ～S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	

※1 かつこ内は特定警察職員等における年金支給開始年齢を示したものと

※2 年齢は年度末年齢